

新型コロナウイルス感染症に係る公共施設の利用等における対策について

令和4年1月20日決定（令和4年1月27日、2月7日、2月18日、3月3日、3月18日一部変更）の対策について、次のとおり一部変更する。

【公共施設の利用制限について】

令和4年4月10日までとしていた、施設利用の原則休館・休止を、令和4年4月11日より解除する。ただし、「警戒強化レベルでの感染防止対策の取組」（令和4年4月6日 青森県危機対策本部）決定の（以下「県決定」（注1）という。）の取扱い、考え方及び対策に準じた取扱いとする。

（注1）●多数の県民等が利用する県有施設等では、利用形態に応じ、徹底した感染防止対策を実施した上で、利用等を開始。

【イベント等の取り扱いについて】

令和4年4月10日までとしていた、イベント等の原則中止・延期（要請）を、令和4年4月11日より解除する。ただし、「県決定」（注2）の開催の考え方及び対策に準じた取扱いとする。

（注2）●イベント等の前後を含め、人混みを避け、感染リスクが高まる行動は控えるよう呼びかけを徹底。

●県主催のイベント・行事等は、徹底した感染防止対策を実施した上で開催。

【学校等における対応の強化について】

令和4年4月10日までとしていた、各種学校対策を、令和4年4月11日より解除する。ただし、「県決定」（注3）の学校、教育・保育施設等の対策及び県立学校における対策に準じた取扱いとする。

（注3）●県立学校において、リスクが高い学習活動は慎重に検討。学校行事等は蜜を避け、必要に応じて中止や延期などについて検討。

●部活動等は、厳格な感染防止対策を講じた上で実施。（合宿や県外校との練習試合は引き続き禁止。）

【外郭団体等に対する活動制限の要請について】

令和4年4月10日までとしていた、外郭団体等に対する、人の集まる活動、催事等の中止・延期要請を、令和4年4月11日より解除する。ただし、人の集まる活動及び催事等を実施する場合は、感染防止対策を徹底するよう要請する。